

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成11年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第8条関係） [略] <u>社団法人岩手県畜産協会（昭和30年12月19日に社団法人岩手県畜産会という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人岩手県土木技術振興協会（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人いわて産業振興センター（昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u> [略]	別表第3（第8条関係） [略] <u>一般社団法人岩手県畜産協会</u> [略] <u>公益財団法人岩手県土木技術振興協会</u> [略] <u>公益財団法人いわて産業振興センター</u> [略] <u>公益財団法人いきいき岩手支援財団</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第2条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第16条関係） [略] <u>社団法人岩手県畜産協会（昭和30年12月19日に社団法人岩手県畜産会という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人岩手県土木技術振興協会（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人いわて産業振興センター（昭和61年8月30日に財団</u>	別表第3（第16条関係） [略] <u>一般社団法人岩手県畜産協会</u> [略] <u>公益財団法人岩手県土木技術振興協会</u> [略] <u>公益財団法人いわて産業振興センター</u>

<p><u>法人岩手県高度技術振興協会</u>という名称で設立された法人を いう。)</p> <p>[略]</p> <p><u>財団法人岩手県長寿社会振興財団</u>（昭和63年5月20日に財団 法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人を いう。)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p><u>公益財団法人いきいき岩手支援財団</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。